

長期使用構造等の確認業務料金表

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

2022.2.20

ケ) 長期使用構造等確認の申請料金 (法 8 条関連)

【戸建住宅】 33, 000 円 (税込の金額です。)

1 【共同住宅】 (戸建て以外のもの) : 基本料金+戸当り料金×戸数 (単位: 円、税込の金額です。)

	規模	一般	住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証
基本 料 金	500 m ² 未満	32, 340	30, 690
	500 m ² 以上 1, 000 m ² 未満	51, 150	48, 510
	1, 000 m ² 以上 2, 000 m ² 未満	72, 050	68, 310
	2, 000 m ² 以上 4, 000 m ² 未満	96, 800	91, 520
	4, 000 m ² 以上 6, 000 m ² 未満	105, 600	99, 660
	6, 000 m ² 以上 8, 000 m ² 未満	114, 400	107, 910
	8, 000 m ² 以上 10, 000 m ² 未満	124, 300	117, 370
	10, 000 m ² 以上 20, 000 m ² 未満	216, 700	204, 710
	20, 000 m ² 以上 50, 000 m ² 未満	278, 300	262, 790
	50, 000 m ² 以上	394, 900	373, 010
戸 当 り 料 金	500 m ² 未満	7, 700	7, 260
	500 m ² 以上 1, 000 m ² 未満	7, 700	7, 260
	1, 000 m ² 以上 10, 000 m ² 未満	7, 150	6, 710
	10, 000 m ² 以上 50, 000 m ² 未満	5, 500	5, 060
	50, 000 m ² 以上	4, 950	4, 510

長期使用構造等確認の変更を申請する場合で、直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅は16,500円(税込金額)とする。共同住宅は、住戸部分のみの変更の場合は戸当り料金の1/2の額とし、住棟部分の変更も伴う場合は、基本料金の1/2の額を加算した額とする。それ以外の場合は上記の料金とする。

コ) 住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請をした場合の加算額 (法 9 条関連)

【戸建住宅】 5, 500 円 (税込の金額です。)

1 【共同住宅】 (戸建て以外のもの) : 基本料金+戸当り料金×戸数 (単位: 円、税込の金額です。)

	規模	一般	住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証
基本 料 金	500 m ² 未満	31, 350	28, 215
	500 m ² 以上 1, 000 m ² 未満	31, 350	28, 215
	1, 000 m ² 以上 4, 000 m ² 未満	41, 800	37, 620
	4, 000 m ² 以上 50, 000 m ² 未満	52, 250	47, 025
	50, 000 m ² 以上	62, 700	56, 430
戸当り料金		1, 100	

長期使用構造等確認の変更を申請する場合で、直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅は3,300円(税込金額)とする。共同住宅は、住戸部分のみの変更の場合は3,300円/戸(税込金額)とし、住棟部分の変更も伴う場合は、基本料金の1/2の額を加算した額とする。それ以外の場合は上記の料金とする。

サ) 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金 (法 15 条関連)

直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅、共同住宅ともに2,200円/戸(税込金額)とする。それ以外の場合は別途見積りによる。